

香川県営業継続応援金支給要綱

令和3年4月27日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の緊急事態宣言の再度の発出（令和3年1月）や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等の営業継続を支援するため、事業者に対し県が予算の範囲内において支給する営業継続応援金（以下「応援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中堅企業等 中小企業者に該当しない事業者で、次のア又はイのうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のア又はイのうちいずれかを満たす法人であること
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

(支給対象者)

第3条 応援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 飲食事業者向け
 - ア 香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店営業を行う法人又は個人事業主であること。なお、営業許可の効力は、申請時点で有効であること
 - イ その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が、令和2年1月と2月（以下「前年同期」という。）の売上の合計額と比較して30%以上減少していること
 - ウ 令和2年11月1日以前から当該店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること
 - エ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること
- (2) 関連事業者等向け
 - ア 香川県内に事業所（個人事業主の場合は住居又は事業所）を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主で、次の①～③のいずれかに該当する事業者

- ① 香川県内の飲食事業者と直接又は間接の取引があること
- ② 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供していること
- ③ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している香川県内の事業者と直接の取引があること

イ 国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること

ウ 令和2年11月1日以前から事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有すること

エ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事務所の入り口等に掲示していること

(支給対象外となる場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、応援金を支給しない。

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- (2) 香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)第5条の2各号に掲げる者
- (3) 支給することが適当でないと知事が認める者

2 前条第1項第1号に定める場合にあつては、その規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する店舗に対しては、応援金を支給しない。

- (1) 既に本要綱に定める応援金の支給を受けた店舗(応援金の支給は一店舗につき1回限りとし、同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であつても複数回の申請は不可)
- (2) 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
- (3) コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗
- (4) 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

(応援金の額)

第5条 応援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。ただし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(1) 飲食事業者向け

店舗ごとに、その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額を前年同期の売上の合計額から減じた額。ただし、その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計

額が、前年同期の売上の合計額と比較して 30%以上 50%未満減少している場合にあっては、上限額を 200 千円とし、その店舗における令和 3 年 1 月と 2 月の売上の合計額が、前年同期の売上の合計額と比較して 50%以上減少している場合にあっては上限額を 400 千円とする。

(2) 関連事業者等向け

令和 3 年 1 月と 2 月の県内事業所における売上の合計額を前年同期の県内事業所における売上の合計額から減じた額。ただし、上限額を 200 千円とする。

(応援金の申請)

第 6 条 応援金の支給を受けようとする者は、令和 3 年 4 月 27 日から同年 6 月 15 日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、郵送等により、知事に提出しなければならない。

(1) 飲食事業者向け

- ア 香川県営業継続応援金申請書(第 1 号様式(その 1))
- イ 店舗ごとの売上減少申告書(第 2 号様式(その 1-1)又は(その 1-2))
- ウ 令和 2 年 1 月～2 月と令和 3 年 1 月～2 月の店舗ごとの売上高が確認できる書類
- エ 税務署等に提出した令和 2 年 1 月～2 月分を含む期間の確定申告書類の写し
- オ 誓約書(第 3 号様式(その 1))
- カ 店舗ごとの食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- キ 応援金の振込口座の通帳等の写し
- ク 個人事業主の場合、本人確認書類の写し
- ケ カの名義と申請者が異なる場合、飲食店等営業許可証に係る申立書(第 4 号様式)
- コ その他知事が必要と認める書類

(2) 関連事業者等向け

- ア 香川県営業継続応援金申請書(第 1 号様式(その 2))
- イ 売上減少申告書(第 2 号様式(その 2-1)又は(その 2-2))
- ウ 令和 2 年 1 月～2 月と令和 3 年 1 月～2 月の店舗ごとの売上高が確認できる書類
- エ 税務署等に提出した令和 2 年 1 月～2 月分を含む期間の確定申告書類の写し
- オ 該当要件申告書(第 2-2 号様式)
- カ 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類
- キ 誓約書(第 3 号様式(その 2))
- ク 応援金の振込口座の通帳等の写し
- ケ 香川県外に主たる事務所を置く事業者の場合、香川県税事務所に提出した法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書の写し
- コ 個人事業主の場合、本人確認書類の写し
- カ その他知事が必要と認める書類

(支給決定)

第 7 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、応援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知する。

(応援金の支給)

第8条 応援金の支給は、口座振替の方法により行う。

(支給決定の取消し又は変更)

第9条 知事は、受給者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、第7条の規定による応援金の支給の決定の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該受給者に通知する。

(応援金の返還)

第10条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に応援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第11条 前条の規定により応援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る応援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた応援金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により応援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第12条 第10条の規定により応援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。